



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和7年8月26日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
高齢福祉課	長寿社会推進係	山本	内線 3464 直通 058-272-8289 FAX 058-278-2639

「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金」を新設！ 募集を開始します

県では、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等のサービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組みや事業所の経営改善に向けた取組みを支援する「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金」を新たに創設し、その経費を補助します。

また、「働いてもらい方改革」に向けた取組みの一環として、20分未満の短時間の訪問を複数回行う「短時間巡回型訪問介護」を実施する事業所の環境整備等を支援する県独自メニューを設け、訪問介護事業所における超短時間勤務（マイクロワーク）を推進するための取組みを支援します。

記

1 募集期間

令和7年8月26日（火）～令和7年9月30日（火）

2 補助対象者

県内に所在する下記の訪問介護等サービス事業所を運営する法人

- ・訪問介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・夜間対応型訪問介護事業所

3 補助対象事業

① 人材確保体制構築支援事業

ア) 新たに「短時間巡回型訪問介護（20分未満の身体介護）」を実施する事業所の環境整備等の支援 県独自メニュー

- ・新たに「短時間巡回型訪問介護（20分未満の身体介護）」を実施する事業所が、新たに短時間勤務のホームヘルパーを雇用する際に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助上限額】

1事業所当たり18万円

（想定する経費の一例）

- ・被服費（ユニフォーム、靴、靴等）、備品・消耗品費
- ・ICT機器（PC、タブレット端末等）
- ・訪問先で使用する防犯機器（防犯ブザー等）

イ) 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

- ・事業所における経験年数の長いホームヘルパーが、経験年数の短いホームヘルパー等に同行した場合に、同行時間及び回数に応じて補助金を交付します。

【補助上限額】

- ・中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合
30分未満の同行支援1回につき3,500円、30分以上の同行支援1回につき5,000円
- ・中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合
30分未満の同行支援1回につき2,500円、30分以上の同行支援1回につき4,000円
※経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで

② 経営改善支援事業

ア) 経営改善の支援

- ・経営状況の改善、各種加算の新規取得支援等を目的として、事業所が専門家（コンサルタント事業者等）と委託契約を締結し、指導等を受けるのに要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助上限額】

1事業所当たり40万円

イ) 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

- ・ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等の常勤化を促進するために要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助上限額】

常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円（3か月まで）

(対象となる経費)

- ・登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む。以下同じ。）の差額の経費
- ・登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費

4 補助率

10/10

5 申請方法

- ・補助金申請書に必要書類を添付し、募集期間内に下記申請先へL o G oフォームまたは郵送により提出してください。
- ・各種様式等の詳細は、下記申請先に記載のホームページからご覧ください。

6 申請先

健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8289

補助金HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/445806.html>

7 交付決定

令和7年10月下旬～令和7年11月上旬（予定）